

JICA 海外協力隊 赴任前留意事項

エジプト・アラブ共和国



※本資料に記載の情報は、作成日現在のものであり、その後状況が変化している場合があります。記載内容については正確を期していますが、万が一誤りがあった場合には JICA は責任を負いかねますのでご了承ください。

※本資料は JICA 海外協力隊を対象としたものであり、その他の方には該当しない情報も含まれている可能性があります。

目次

1. 赴任時の携行荷物について	2
2. 別送荷物について	2
3. 通信状況について	3
4. 現金の持ち込み等について	4
5. 治安状況について	5
6. 交通事情について	5
7. 医療事情について	5
8. 任国での運転について	7
9. 住居について	7
10. お問い合わせ	7

1. 赴任時の携行荷物について

- JICA 海外協力隊ハンドブック、共済会新総合ハンドブック、Health & Medical Record 等、訓練所で配布された資料は赴任時に必ず持参してください。
- エジプトでは品質にこだわらなければ殆どの生活用品の購入が可能です。生活に必要な物は出来るだけエジプトで購入することをお勧めします。(別送荷物の送付、引き取りには高額な費用がかかります。(2. 別送荷物 参照))
- 特定の物品についてエジプトで購入可能かどうかは、派遣前訓練中の任国事情の時間等にエジプト滞在経験者に問い合わせして下さい。
- カイロ空港到着時には、スーツ、ジャケット、ネクタイ等を着用している必要はありません。但し、翌日からの事務所オリエンテーション(初日)、日本大使館・配属先等への表敬時などにおいては、スーツ・革靴等を着用していただきますので必ず持参してください。
- 赴任時に同時携行する荷物は、カイロ空港到着時、税関で開けられることがあります。スーツケースよりも段ボール箱が開けられやすい傾向にあります。ほとんどの場合は同時携行であれば問題は起きていませんが、新品の電気製品など現場の税関職員が即断できずに長期間留め置かれる可能性もありますので注意ください。
- エジプト国内での連絡手段としてスマートフォンを使用しますが、多くの隊員が sim フリーのスマートフォンを日本から持参し使用しています。希望者にはスマートフォン本体を貸与します(sim カード代は事務所から支給)。(携帯電話の持ち込みについては、2. 別送荷物 (2)通関について参照))

2. 別送荷物について

(1) 荷物の別送について

日本からの荷物の別送は、基本的にお勧めしません。アナカン(航空別送荷物)や郵便局 EMS は通関業者を通すことになり、空港で荷物が差し止められ通関が済むまで引き取りできない他、輸送料に加え高額な通関手数料・税金がかかること、ご自身で空港に取りにいく必要があります。赴任時に必要に応じて航空会社にご自身で追加料金を支払い、持ってくるのが最も効率的かつ経済的な方法となります。しかし、どうしても赴任後に別送が必要な場合は、ご自身の住居に直接届く DHL 等の使用をご検討ください。

* エジプト事務所では個人向けの荷物輸送について、対象人数が多く煩雑な対応になるため、個別のサポートはしていません(隊員含む、事務所関係者全員が対象)。

日本や海外の友人知人、本邦所属先等に対してもあらかじめ別送荷物については難しい旨連絡をしていただきますようお願いいたします。

手紙等の送付先については下記連絡先をご参照ください。

【手紙、はがき】

Mr/ Ms. ○○ ○○(ご自身の氏名をローマ字でご記入) C/O JICA Egypt Office P.O. Box 475, Dokki, EGYPT

(2) 通関情報について

- 携帯電話の端末の持ち込みは、持参した sim フリー携帯端末も課税対象となりますが、一人1台までは、免税申請が可能です。着任時のオリエンテーション中に免税手続き申請を行います。任期の途中で携帯電話が壊れるなど新しい携帯電話を使用する場合、エジプト国外から端末を持ち込んだ場合には2台目としてカウントされ課税対象となりますのでご注意ください。課税額は本体のスペック・価格によりエジプト政府によりモデル毎に定められています。
- 全ての荷物は税関で開封され中身が調べられます。品目によっては高率の関税が課されますのでご留意願います。
- プリンター、大量の使い捨てコンタクトレンズ、洗浄液等は高額な検査手数料を請求される場合があります。特に紙幣の偽造防止の理由からカラープリンター、カラーコピー機等の機材はチェックが厳しくなっています。
- プリンターは携行、別送に関係なく必ず検査を受けます。検査には仕様書の提出を求められる場合がありますので、すぐに取り出せるようにしておいてください。検査手数料は新品、中古に係わりなく高額となります。現地でもプリンターの購入は可能です(日本から持参した PC でも概ね使用可能)。
- 赴任から半年以内にエジプトに到着する生活用品には輸入税がかかりませんが、内容物によっては課税される場合があります。特にタグがついたままの衣服等、新品の同じ品物が多数あると商用としてみなされ、課税される可能性がありますのでご注意ください。
- トラブル例:
 - ✓ 家族から現地で容易に購入できる物が送られてきたが、高額な課税、手数料が請求された。
 - ✓ CD、雑誌が抜き取られていた。
 - ✓ ソース、詰め替えシャンプーが抜き取られていた。
 - ✓ 頑丈な日本製ダンボールが破損し、中身が破損していた。

3. 通信状況について

(1) パソコンの普及状況(現地で購入可能なPCの機種・価格、プロバイダ、E-mail の利用状況)

- Lenovo や Dell、ASUS、HP 等の PC やエジプトでも購入可能ですが、OS を始めとした日本語版のソフトは日本から持参するのが無難です(Windows OS、Office など主要ソフトウェアの英語版であれば任国の方が安価に購入できる場合もあります)。ノートパソコンで\$800 ぐらいから購入できますが、周辺機器の品揃えは日本ほど良くはなく、価格も基本的に日本より高額です。
- インターネットや USB などを経たウィルス被害が頻発しているため、赴任前に対策ソフトをインストールすることを推奨します。コンピュータの埃などによる故障や物理的な故障も少なくありませんので、リカバリ用のメディア(CD、DVD、バックアップ、Office など)を忘れずにご持参下さい。
- インターネットは USB モデム、ポケット Wifi を利用した通信が可能です。固定電話回線の必要もなく、契約日に利用開始できるため便利です。月毎のプリペイド契約で、費用はダウンロード容量により設定されており 90~250 ポンド程度(90 EGP、3GB~)です。契約時にはモデムの購入費(700

LE 程度)が別途必要です。Etisalat, Vodafone, Orange など複数のプロバイダが同サービスを提供しています。

(2) 固定電話、携帯電話の普及状況

- 固定電話、携帯電話は、隊員の派遣されている地域においては、いずれも問題なく利用可能となっています。
- 日本から sim フリーの携帯端末を持参してください。エジプトの携帯会社にて sim カードを購入し、持参した sim フリー携帯に挿入して使用します。エジプトでも端末を購入することは可能ですが、関税もかかるため日本と比べると高額です。
- 安全管理のために、希望者にはスマートフォン(Android 端末)を貸与しています。

4. 現金の持ち込み等について

(1) 現金持込にかかる注意

- 入国時に US\$10,000 以上を持ち込む場合は申告が必要になります。現金を含む貴重品の管理には十分に気をつけてください。

(2) 両替状況

- 国内主要都市の銀行および両替店では、米ドル、ユーロ、日本円等からエジプトポンドへの両替が可能です。
- ATM ではクレジットカードでエジプトポンドの引き出しが可能です。
- 観光施設の入場料はカード払いのみ、の場合もありますのでクレジットカードを持参ください。
※多くのホテル、レストラン、商店、免税店等ではクレジットカード(VISA、MASTER が主流)が利用できます。また、Apple Pay やインスタペイなどの電子決済が可能です。その使用にあたっては細心の注意(金額と通貨の確認、余分にカードコピーが取られていないかの確認)が必要です。

(3) 赴任時に用意することが望ましい金額について

着任後、住居が確定し、長期の就労ビザが下りた後に、エジプトの銀行の口座(USドル、エジプトポンド)を開設していただきます。その際デビットカードも発行されます。就労ビザの取得までの所要時間は、管轄省庁により異なります。銀行口座開設時に保証金として US ドル 1,000(*1)が必要になります。また住居契約時に(家賃1~3 か月分+デポジット(敷金)家賃 1 か月分+仲介手数料家賃1か月分)が必要になります。家賃は月額 US\$ 500 前後のため、契約時に約 \$1,500 を一時的に立替えていただく必要があります。派遣前に支給される移転料及び支度料相当の US ドルを加え、合計で \$1,500~ \$2,000 を US ドル現金にて持参してください。(カイロ隊員は 2,000USD が望ましい)

住居にかかる費用は、契約後、事務所から家賃・仲介手数料を支給しますが、デポジット(敷金)は隊員の皆さんの自己負担となります。退去時に返金されるものではありませんが、使用状況により修理補修が発生する場合もあるため、返金額は異なります。

*1)開設後にこの US ドル 1,000 は引き出すことが可能ですが、残高 US ドル 1,000 以下になると、月々の銀行口座維持費がかかります。

5. 治安状況について

※JICA の安全対策については、JICA 海外協力隊ハンドブックを参照

エジプトの治安状況については以下のページをご参照ください。赴任後、安全管理ブリーフィングを実施します。

・[外務省海外安全ホームページ](#)

・[エジプトでの事件、事故、注意喚起](#) (在エジプト日本国大使館ウェブサイト)

6. 交通事情について

エジプトで注意を要するのは交通事故です。エジプトにおける皆さんの安全に関して最も身近な脅威とも言えます。統計局によれば、2021 年の交通事故による死者数は 7,107 人、負傷者数 51,511 人で、その多くが人為的な原因です(スピードの出し過ぎ、無理な割り込みと車線変更、薬物使用による運転、歩行者の無理な横断)。特に高速道路で走行中は、大きな事故となる可能性があります。

エジプトの交通事情は日本とは大きく異なります。特に日本では当たり前の「歩行者優先」という考え方が浸透していない為、歩行者は「自分で自分を守る」という意識が必要です。歩行者が車の間をぬって、何車線もある大通りを渡る姿がしばしばみられますが、エジプトの生活に慣れたからと言って、エジプト人と同じように大通りを横断することは大変危険です。また横断歩道を渡っていれば安全というわけでもありません。遠回りになっても歩道橋を渡ったり、信号のある横断歩道を渡ったり、自分自身で安全確保に努める必要があります。

隊員の皆さんは、都市間の移動は大型バスや鉄道を利用し移動を行っています。都市内はカイロの場合はメトロ(地下鉄)の利用や、マイクロバスとよばれる小型バスで移動しています。TAXI や Uber も利用が可能です。他方、トゥクトゥクやバイクタクシーの利用は全面禁止されており、また県を超えたマイクロバスの移動も禁止されています。任地においては、JICA の定める安全対策措置に基づいて行動していただく必要があります。

万が一事故にあった場合は、保険の適用には日本と同様に事故証明など警察の現場検証に基づいた書類が必要になります。実際に事故にあった際には、車のナンバー、ドライバーの氏名、電話番号、勤務先等記録しておきましょう。ただエジプトのドライバーは一般的に保険に入っていない方がほとんどで、加害者からお金が支払われないという事が起こり得ます。事故にあった場合には、まずは、慌てずに調整員に連絡し、自己の状況に合わせて健康管理員や安全対策アドバイザー等の支援を要請します。

7. 医療事情について

●健康に関する一般情報

冬(11月～3月)は空気が非常に乾燥します。気温は 5℃くらいまで下がるため、ある程度の防寒も必要です。夏(5月～9月)はカイロでも 40℃を超える事もあり、アスワンなど南部ではそれ以上となりますので、

熱中症や脱水予防は重要となります。冬から春にかけてハムシーンと呼ばれる砂嵐が吹くことがあり、結膜炎や喘息、喉を傷める原因となります。また、カイロでは、車の排気ガスなどによる大気汚染が年々ひどくなっています。喘息など呼吸器系の疾患がある方は日本から PM2.5 などに対応したマスクを持参されることをお勧めします。砂嵐が吹く時は、コンタクトレンズ使用中に角膜を傷付ける事もあるため、眼鏡を使用することをお勧めしています。

●医療機関について

エジプトの医療レベルは比較的高く、総合病院では心筋梗塞や脳卒中、交通事故などの救急対応は 24 時間可能です。医療機関には、政府系病院、私立病院、個人クリニックなどがあり、政府系病院の診察料は無料ですが、設備・サービス面で劣ることが多く、込み合っているため待ち時間が長いのが一般的です。そのため、外国人や富裕層は料金は高めですが、私立病院や個人クリニックを利用することが多いです。医師以外の職種では英語を話せる人が少なく、コミュニケーションで難しい面がありますが、私立総合病院では外国人対応窓口を設置していたり、英語が話せる人が受付等で対応している場合もあります。

●医薬品などの購入について

薬局はどこの街にもあり、歯科用品や女性用衛生品も購入可能です。薬も薬局で購入可能ですが、日本で使い慣れた鎮痛解熱剤や整腸剤、風邪薬、点眼薬、かゆみ止め軟膏などがあれば、持参するとよいでしょう。

眼鏡店もあり、眼鏡もコンタクトレンズの保存液なども購入できますが、輸入品で高価です。

●疾患について

よくある疾患としては、胃腸炎（下痢、腹痛、発熱等）、呼吸器疾患（風邪、気管支炎）、アレルギー疾患（結膜炎、皮膚炎、蕁麻疹）等です。既往症がある場合には、現地での受診に備えて英文の診断書等を持参してください。体温計についてはエジプトでも購入できますが、低めに表示されるなど正確に計測できないものもあるため、日本から持参されることをお勧めします。

歯科治療も可能ですが、治療費が高額であることや言葉の問題もあること等から、可能な限り日本で治療を終えてから赴任されることをお勧めします。

エジプトでは、マラリアの流行はないためマラリア予防薬の服用は推奨していません。デング熱は数年に 1 回程度、紅海沿いや上エジプト地域を中心に発生が報告されていますので、防蚊対策は必要です。また、ナイル川には住血吸虫がいるとされていますので、川の水に触れることは禁忌です。

●ワクチンについて

ワクチンは、公的機関が主に取り扱っていますが、首都では私立のクリニックでも各種ワクチンの接種ができます。腸チフスワクチンについては、エジプトでの接種は困難であるため、赴任前に各自で接種していただくことを推奨します。

●医療事情について

こちらの情報もご参照ください。「世界の医療事情」

["https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/africa/egypt.html"](https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/africa/egypt.html) エジプト | 外務省

8. 任国での運転について

四輪車・二輪車ともに運転は禁止です。

9. 住居について

エジプトでの住居は、集合住宅(アパート)の一室を賃貸する形態が一般的です。配属先から適切な住居が提供されない場合、JICA 事務所の定める安全基準を満たし、住居費限度額内、かつ日常生活や配属先までの通勤に支障のない物件を JICA 事務所が探します。入居の際には隊員本人が大家と賃貸契約を結び、事務所から住居費・管理費(+契約時の仲介手数料)を支給します。条件に合う物件を仲介業者なども利用し、住居探しを行っているものの、時期や地域によってはすぐに見つからない場合があります。その場合は隊員の皆さんにもインターネット等にてご自身の住居探しをお手伝いいただく場合がありますので、ご理解ください。

10. お問い合わせ

以下のボランティア班共有アドレス宛にメールでお問い合わせください。

※長期隊員の方は、お問い合わせは派遣前訓練が開始してから行ってください。

※活動に関わる内容以外の質問はお控えください。

ボランティア班共有アドレス jicaeg_vc@jica.go.jp

担当: 仙北谷、堀田

以上

別添: 赴任時の携行品について(隊員への聞き取り結果)

更新履歴

1.	2023/01/04	2023 年初版作成
2.	2023/03/06	2023 年度 1 次隊
3.	2024/03/01	2024 年度 2 次隊
4.	2024/09/10	2024 年度 3 次隊
5.	2024/12/10	2025 年度 1 次隊
6.	2025/04/01	2025 年度 2 次隊
7.	2025/11/10	2026 年度 1 次隊
8.	2026/04/01	2026 年度 2 次隊